提出年月日：　　　　年　　　月　　　日

**技術・貨物の該非判定・取引／受入審査票**

**１．基本情報**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者の  所属部局等 |  | 申請者職名・氏名 |  |
| 申請者の  メールアドレス |  | 部局輸出管理  責任者（署名） |  |

※申請者は、自ら若しくは指導を行う学生等が技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする、又は外国人や特定類型該当者を受け入れる教職員等です。

※申請者が複数予定されている場合は、上記の欄に複数の申請者情報を列記してください。

技術の提供又は貨物の輸出（以下「取引」という。）を行うことになった経緯、取引の相手方、取引の目的等、当該取引の内容について以下にご記入ください。事前確認票及び根拠資料等を添付のうえ、部局輸出管理責任者経由で研究連携課までご提出ください。

**≪申請者記入欄≫**

**１）取引区分・類型（技術・貨物の輸出）**

|  |  |
| --- | --- |
| 取引区分 | □共同研究　　　□受託研究　　　□研究成果提供  □学術交流協定　　　〔秘密保持契約（□あり　□なし）〕  □会議等の出席・参加・主催　　　□外国出張　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取引類型 | □技術の提供　※該当する提供方法全てにチェック  □指導・発表　　□意見交換　　□電話　　□電子メールの送信  □インターネット経由のファイル交換　　□共用データベースへの掲載　　□書面の送付  □記録媒体の送付　　□マニュアル・図面・データ等の供与  □装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □貨物の輸出　※該当する輸出内容にチェック  　　□試料・サンプルの送付　　□装置等の送付〔□自作品　□改造品　□購入品〕  　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**２）－１　相手先の情報（技術・貨物の輸出）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約先 | 名称（英字）： | | |
| 所在地： | | |
| * □非居住者　　　　□特定類型該当者（□類型①　□類型②　□類型③）   　　　　　　　　　　該当性の根拠〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 | | |
| 貨物の需要者・  技術の利用者等  ※代理人を含め複数予定されている場合は、全て記入してください | 名称（英字）： | | |
| 所在地： | | |
| * □非居住者　　　　□特定類型該当者（□類型①　□類型②　□類型③）   　　　　　　　　　　該当性の根拠〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 | | |
| 仕向地（国名） |  | | |
| 取引経路 | →　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→ | | |
| 契約予定 | 年　　　　月　　　　日 | 取引予定期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |

※技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ研究連携課担当者に確認の上、記入してください。また、特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみとなります。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

**２）－２　受入予定者の情報（外国人又は特定類型該当者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 受入カテゴリ  （該当欄にチェック） | □留学生〔 □大学院生（修士課程）□大学院生（博士後期課程） □大学院生（外国政府博士課程奨学生）　□学部学生　□研究生（学士課程） □研究生（大学院） □研究生（外国政府博士課程奨学研究生）　□聴講生（学士課程） □聴講生（大学院）　□科目等履修生（学士課程） □科目等履修生（大学院）　□特別科目等履修学生（学士課程）　□特別科目等履修学生（大学院）　□特別研究学生（学士課程）　□特別研究学生（大学院）　□その他（　　　　　　　　）〕  □研究者・教員〔 □雇用関係あり（職名：　　　　　　　　） □その他（　　　　　　　　　　　 ）〕  □一時滞在者　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 氏名 |  |
| 出身国（国籍） |  |
| 出身組織 |  |
| 特定類型該当性 | □類型①　　　□類型②　　　□類型③  該当性の根拠〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |
| 受入予定期間 | 年　　　　月　　　　日　　～　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 出国時の対応 | 受入期間終了後の受入予定者の雇用先が、明らかである場合はご記入ください。 |

※同一組織の同一部署から同時に学士課程又は講義の受講のみを目的として複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

※「特定類型該当性」の欄は、非居住者が入国後６ヶ月経ち居住者となった場合の該当性についても記入してください。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

**３）－１　技術・貨物の情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 提供技術・輸出貨物の名称及び仕様 |  |
| 相手方の使用目的 |  |

※「提供技術・輸出貨物の名称及び仕様」及び「相手方の使用目的」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

３）－２　提供予定技術等

|  |  |
| --- | --- |
| 受入予定者の研究計画 |  |
| 提供予定技術の概要 |  |

※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

**２．リスト規制チェック　（申請者作成）**

① 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制に該当するかご確認ください。

経済産業省安全保障貿易管理ＨＰ（貨物・技術のマトリクス表：※リンク先については、経済産業省が公表する最新情報を、担当課が記載する。）等で、当該技術の提供又は貨物の輸出が外国為替令（以下「外為令」という。）別表の１～１５の項又は輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第１の１～１５の項に掲載されている技術又は貨物に該当するかご確認のうえ、貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）に定める仕様等に該当するかをチェックしてください。

② 技術の提供又は貨物の輸出どちらか（両方に該当する場合には両方）の表に記載し、確認した外為令別表及び輸出令別表第１該当項番（１～１５）及び中欄の括弧の番号（号）等の必要事項をご記入ください（ex．○項○号）。

③ 本申請書と一緒に該非確認の根拠資料をご提出ください。外為令・輸出令の関係条項、貨物等省令の関係条項、本件技術又は貨物の仕様（性能）との対比がわかる資料を添付してください。

**１）技術の提供**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 技術の名称 | |  |
| 概要・仕様等  具体的内容 | |  |
| 技術の分類 | | □設計技術　 □製造技術 　□使用技術  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 該非確認結果（申請者作成） | 【該当】 | □該当 |
| 外為令別表  （技術）  貨物等省令  （貨物） | （１）　　　　　項　　　　　　号  （２）　　　　　項　　　　　　号  （３）　　　　　項　　　　　　号    （１）　　　　　条　　　　　　項　　　　　号  （２）　　　　　条　　　　　　項　　　　　号  （３）　　　　　条　　　　　　項　　　　　号 |
| 【非該当】 | □非該当 |
| 非該当とした  理由 | □当該技術が、外為令別表の１から１５までの項のいずれにも記載されていない。  □別表には該当するが、貨物等省令の定める仕様に該当しない。  □その他（以下に理由記載） |
| 【不明】 | □不明・疑義 |
| 確認の根拠 | | □メーカーの該非判定書  □項目別対比表  □パラメーターシート  □カタログ・仕様書  □技術資料  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |

**２）貨物の輸出**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貨物の名称 | |  |
| 貨物の品番  ･型番･等級 | |  |
| 数量（単位） | | （　　　　　　　　） |
| 価　格 | | \　　　　　　　　　　　　　　　　―　\ |
| 概要・仕様等  具体的内容  ※メーカー名･連絡先･カタログ･仕様書があれば添付してください。 | |  |
| 該非確認結果（申請者作成） | 【該当】 | □該当 |
| 輸出令　　　　　別表第１  貨物等省令 | （１）　　　　　項　　　　　　号  （２）　　　　　項　　　　　　号  （３）　　　　　項　　　　　　号    （１）　　　　　条　　　　　　項　　　　　号  （２）　　　　　条　　　　　　項　　　　　号  （３）　　　　　条　　　　　　項　　　　　号 |
| 【非該当】 | □非該当 |
| 非該当とした  理由 | □当該貨物が、輸出令別表第１の１から１５までの項のいずれにも記載されていない。  □別表には該当するが、貨物等省令の定める仕様に該当しない。  □その他（以下に理由記載） |
| 【不明】 | □不明・疑義 |
| 確認の根拠 | | □メーカーの該非判定書  □項目別対比表  □パラメーターシート  □カタログ・仕様書  □技術資料  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**３．キャッチオール規制チェック（申請者作成）**

※相手先には、２）－１「相手先の情報」の①契約先 ②貨物の需要者・技術の利用者等 ③該当性の根拠及び２）－２「受入予定者の情報」の①国籍 ②出身組織 ③該当性の根拠に記載したすべてを含みます。

※３）から６）については、技術の提供・貨物の輸出の両者を念頭に記載してください。

**１）大量破壊兵器キャッチオール規制の観点からの相手先のチェック**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 相手先は、グループＡ以外に所在していますか？  ※対象国については、経済産業省が公表する最新情報を担当課が本欄に記載する。 | □　いいえ | □　はい |
| ② | 相手先は、外国ユーザーリストに掲載されている大学・企業・機関ですか？  ※対象国については、経済産業省が公表する最新情報を担当課が本欄に記載する。  ※詳しくは、経済産業省HPの[外国ユーザーリスト](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list)を参照してください。 | □　いいえ | □　はい |
| ③ | 相手先が以下に掲げる行為を過去に行っていた又は現在（あるいは将来）行っていることについて、契約書、ホームページ若しくは入手したパンフレットやカタログ及びその他の取引を行おうとする者が入手した文書・図画若しくは電磁的記録媒体に記載・記録されていますか。また、輸入者から連絡を受けましたか。 | | |
| 核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵 | □　いいえ | □　はい |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | □　いいえ | □　はい |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | □　いいえ | □　はい |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵 | □　いいえ | □　はい |
| 300㎞以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵 | □　いいえ | □　はい |
| 300㎞以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 | □　いいえ | □　はい |

**２）通常兵器キャッチオール規制の観点からの相手先チェック**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 相手先は、国連武器禁輸国・地域ですか？ | □　いいえ | □　はい |
| ※対象国については、経済産業省が公表する最新情報を担当課が本欄に記載する。 |

**３）大量破壊兵器キャッチオール規制の観点からの用途のチェック**

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等ＷＥＢ、カタログなどで確認すること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ① | 核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵 | | □　いいえ | □　はい |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | | □　いいえ | □　はい |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | | □　いいえ | □　はい |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵 | | □　いいえ | □　はい |
| 300㎞以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵 | | □　いいえ | □　はい |
| 300㎞以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 | | □　いいえ | □　はい |
| 別　表　行　為 | ①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵 | □　いいえ | □　はい |
| ②核融合に関する研究 | □　いいえ | □　はい |
| ③原子炉又はその部分品若しくは付属装置の開発、製造、使用又は貯蔵 | □　いいえ | □　はい |
| ④重水の製造 | □　いいえ | □　はい |
| ⑤核燃料物質の加工 | □　いいえ | □　はい |
| ⑥核燃料物質の再処理 | □　いいえ | □　はい |
| ⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、  又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの | □　いいえ | □　はい |
| ａ　化学物質の開発又は製造 | □　いいえ | □　はい |
| ｂ　微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 | □　いいえ | □　はい |
| ｃ　ロケット又は無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | □　いいえ | □　はい |
| ｄ　宇宙に関する研究 | □　いいえ | □　はい |

**４）明らかガイドラインのチェック**

以下の項目をチェックし、技術・貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが「明らか」と判断できるかどうか確認してください。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」をチェックしてください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ① | 貨物等の　　　用途・仕様 | ①相手先から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| ②相手先の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| 貨物等の設置場所等の  態様・据付等の条件 | ③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| ④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有してない。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| ⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| 貨物等の関連設備・装置等の条件・態様 | ⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| ⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| ⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| ⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| 表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様 | ⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| ⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| ⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| 貨物等の支払対価等・保証等の条件 | ⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| ⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| 据付等の辞退や秘密保持等の態様 | ⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| ⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| 外国ユーザーリストの掲載大学・企業・機関 | ⑰外国ユーザーリストに掲載されている大学・企業・機関向けの取引については、リストに掲載されている当該相手先の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出する貨物等の特性から判断すること）が一致しない。 | □　はい | □　いいえ | □　― |
| その他 | ⑱その他、相手先が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。 | □　はい | □　いいえ | □　― |

**５）通常兵器キャッチオール規制の観点からの用途のチェック**

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等ＷＥＢ、カタログなどで確認すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 国連武器禁輸国向けの輸出の場合で、通常兵器（輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物等（核兵器等に該当するものを除く））の開発、製造又は使用 | □　いいえ | □　はい |

**６）用途要件の除外のチェック**

上記５）のチッェク欄が「はい」の場合、以下のチェック欄にもご記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | (1)　当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※下記参照）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。  別表  一　銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品  １　空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾２　救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾  二　産業用の発破器  三　産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品 | □　はい | □　いいえ |
| (2)　自衛隊法に基づく在外法人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | □　はい | □　いいえ |
| (3)　自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | □　はい | □　いいえ |
| (4)　自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | □　はい | □　いいえ |
| (5)　自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊又はカナダ軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | □　はい | □　いいえ |
| (6)　国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | □　はい | □　いいえ |
| (7)　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | □　はい | □　いいえ |
| (8)　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | □　はい | □　いいえ |
| (9)　重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | □　はい | □　いいえ |
| (10)　武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | □　はい | □　いいえ |
| (11) 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | □　はい | □　いいえ |
| (12) 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | □　はい | □　いいえ |
| (13) 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | □　はい | □　いいえ |
| (14) 令和元年１２月２７日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | □　はい | □　いいえ |

**４．該非判定・取引／受入審査（輸出管理責任者記入欄）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| リスト規制 | 貨物 | □該当 | 項番 |  | |  | |  | | □非該当 |
| 省令 |  | |  | |  | |
| 技術 | □該当 | 項番 |  | |  | |  | | □非該当 |
| 省令 |  | |  | |  | |
| キャッチオール規制 | 相手先 | 仕向地／出身国（組織）  　　　□グループA　□国連武器禁輸国・地域　□懸念国　□その他（外国ユーザーリスト等） | | | | | | | | |
| □大量破壊兵器キャッチオール規制の観点からの相手先チェック欄に「はい」が一つでもある。 | | | | | | | | |
| 大量破壊兵器の懸念  □該当（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　□非該当 | | | | | | | | |
| 用  途 | □大量破壊兵器キャッチオール規制の観点からの用途のチェック欄に「はい」が一つでもある。  □明らかガイドラインのチェック欄に「いいえ」がひとつでもある。 | | | | | | | | |
| 大量破壊兵器の懸念  □該当（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　□非該当 | | | | | | | | |
| □通常兵器キャッチオール規制の観点からの用途のチェック欄が「はい」である。  □用途要件の除外のチェック欄に「はい」がない。 | | | | | | | | |
| 通常兵器の懸念  □該当（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　□非該当 | | | | | | | | |
| 経済産業大臣からの通知（インフォーム） | | | | □有　　　　　　□無 | | | | | |
| 総合取引判定結果 | | □取引／受入承認  □例外規定   |  |  | | --- | --- | | 技術 | □必要最小限技術（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | □プログラム特例（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | □その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 貨物 | □無償特例（　　　　　　　　　　　）　　□少額特例（　　　　　　　　　　　） | | □その他　（　　　　　　　　　　　） |   □規制対象外  □経済産業省へ届出／相談  □取引／受入不承認 | | | | | | | | |
| 【審査結果理由】 | | | | | | | | |
|  | | | | | | | 輸出管理責任者 | | 受付（事務局） | |
| 年　　　月　　 日 | | 年　　　月　　　日 | |